

に登りたまひ、石上に御鏡と幣帛を置きて、自ら天神地祇を齋き、和多都美神を祀りて、異國の寇を防ぎたまはん事を祈り、神籬、磐境を定めたまひ、又吾御魂も共に此山に止らんと宣ひき、降りて白鳳六年、天武天皇の勅命を以て、初めて祠を建て、仲哀天皇、神功皇后、應神天皇の神靈をも合祀せしめたまへりと、神名帳考證に、和多都美神社大神、國府八幡宮此社歟、神功皇后」と見え、神社叢書に、和多都美は假字也、海童神歟考證、神功皇后といふ、今從はず、府中に在す、今國分八幡宮と稱す、式三臨時、名神祭二百八十五座、中對馬島和多都美神社一座、當國上縣郡和多都美神社大神、當郡和多都美神社小、神位、續日本後紀、承和四年二月戊戌對馬島下縣郡無位和多都美神奉授從五位下三代實錄、貞觀十二年三月五日丁巳、授對馬島從五位上和多都美神正五位下事あり、神祇志料に、和多都美神社、今屋敷町清水山に在り、國府八幡と云ふ、綿積豐玉彥神を祀る、傳へ云ふ、神功皇后韓國より凱旋してこの神を祀り給ふ所也と云ひ、次に貞觀の叙位を擧げて後、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る」と云へり、地名辭書に曰く、今國府八幡宮と云ふ、嚴原の屋敷町清水山の下に在り、脇宮平神は、續後紀、承和八年、無位平神に從五位下を授けたまふとある者は也、按ずるに、對州に和多都美神數座ありて、後世皆八幡神と稱す、蓋古傳の遺れるに由る、八幡神は古へ應神天皇を祭る者にあらずして、彦火々出見尊を祭る、八幡の比賣神は、即海神豐玉姬を云ふのみ、大同類聚方に、對馬國忍海道大國といふ人名を載す、此國にも海部の部族ありて、之を統領せる忍海道オサトの居りしを知る、和多都美神は直に海部の氏神とも見做すべし、紀略に云く、本州には木坂八幡を本宮とし、或は上八幡と呼び、府中の八幡を新宮とし、黒瀬なるを城八幡と云ふ、社説は、本宮は繼體天皇の時建立、新宮は天武天皇の時とし、いづれも八座の神を祭ると、東鑑に、對馬守源親光、八幡宮以下の鎮守、六十餘社の寶殿を修理する事を載す、府中八幡の樓門棟札に、此八幡は鶴岡より勧請すとあるは誤れり、紀事に云く、國府八幡は下津綿津見宮とも云ひ、先妻

の前こ新妻の前に八幡神を合せ祀る、先妻新妻は、海神の女王依姬豐姫をさし奉る、文明八年の棟札に、當社は雍州男山八幡宮の原廟と記す、甚々詐也、本社に鐘樓あり、古鐘を懸く、口徑一尺八寸六分、長二尺四寸、此鐘は其圖を見るに、謂ゆる竜宮形の制なり、竜頭に旌差あり、九乳鐘座はあれど、裂裂形なし、天人の模様を錯たり銘略す古文書に、大治三年權大掾阿比留眞真神田を奉り、放生會の用途に充つ、是れ祖父己基の奉りし所を、父忠好違亂しければ也と見ゆ、又本社の側に平神社あり、俗に軍殿と云ふ、日本武尊を祭る、祇園社あり、是は延喜式字努神なるべし、此八幡の供僧は、往時太平寺の住侶之を勤めたりと見え、又太宰管内志に、和多都美神社、延喜式に下縣郡和多都美神社大神あり、三代實錄十七卷に、貞觀十二年三月五日丁巳、授對馬島和多都美神從五位上事あり、此郡に、和多都美神と云ふは別にもあれど、此神名神大とあれば、神位を授けたまへるは此方と聞ゆ、玉勝間に、下縣郡和多都美神社は國府にあり、神階正四位上、今は八幡宮と申す、地圖に、下縣郡和多都美神社は宗像神社と號す、祭神市杵島姬命、田心姬命、湍津姬命、與良郷鷄知村にあり、住吉神社の境内なりなどあり、常足按ずるに、宗像三神を祭りて和多都美神とすと云は誤りなるべし、綿津見神は、神功皇后三韓御征代の時に功をなしたまへる神なれば、其比にや祭り初めたまひけん、三韓征伐の時に海神功をなし給へる事、上卷にもいへるが如しと云へり、合せ考ふべし、中頃八幡宮と稱したりしが、明治五年和多都美神社の舊に復し、全七年六月郷社に列る、全廿四年更に八幡宮と改む、社殿は本殿、拜殿を備へ、境内二千八百八十二坪官有地第一種を有し、綠樹之を圍めり、寶物は古文書一通應永年、神鏡一面、古鈴五個、能面六枚、扁額一面、道風、甲冑一領、太刀一口、木像四體等あり。

境内神社

- 子コ神社
- 火鏡ヒシ神社
- 今宮イマミヤ神社
- 若人ワカヒト神社
- 天アマ神社
- 與良郡津ヨシノ神社
- 御先驅ミマタリ神社
- 與良祖ヨシノ神社
- 憲ノリ神社
- 祭宇刀サマタ神社
- 御先驅ミマタリ神社
- 與良祖ヨシノ神社
- 憲ノリ神社